はじめに



経産省と交渉する国会議員と参加者(7月17日)

今年で2回目の近畿・福井合同の原発問題の政府・電力会社交渉は、大飯原発3,4号機再稼働強行直後というタイミングで行われ、のべ78人が参加する大規模なものになった。電力消費地と立地県の日本共産党組織が住民の不安と願いに応え、原発再稼働撤回、原発ゼロ、抜本的安全対策を直接求めた意義は大きく、党の存在意義を示す重要な取り組みであった。回答は全体としてきわめて不十分なものであったが、部分的には前向きな回答もあった。参加者の確信も大きい。成果を確信にし、さらに要求と運動を強めたい。「原発ゼロの日本」へ何よりも総選挙での日本共産党の前進へ全力をあげたい。

□交渉

今回の原発問題交渉は7月17日(火)に政府3省1府(経済産業省、環境省、文部科学省、内閣府=いずれも参院議員会館内で交渉)、23日(月)に関西電力本店(大阪市北区)、日本原子力発電敦賀地区本部(福井県敦賀市)と行った。原発交渉は、関電本店とは3回目(昨年2回)、政府と原電は昨年に続き2回目であった。昨年同様、近畿、北陸信越両ブロック事務所、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山の近畿6府県と福井県委員会で行った。

国会議員は政府交渉に穀田恵二、宮本岳志両衆院議員、井上哲士、山下芳生両参院議員が参加し、市田忠義書記局長(参院議員)が参加者を激励した。「原発政策の転換のためにも党議席をふやさねば」「総選挙勝利を」などの決意が広がった。

□参加

政府交渉には46人(国会議員4人、秘書2人を含む)が参加した。前日の「10万人集会」 に引き続く参加が多く、政府交渉としては最大規模であった。

関電交渉は19人、原電交渉は13人で、3つの交渉にのべ78人(うち国政候補はのべ49人)が参加するという大規模なものだった。昨年来重視してきた近畿と福井との連携は、今回の取り組みでさらに発展した。

口要望

政府には8つの柱(①大飯原発3,4号機の再稼働撤回、「原発ゼロ」の政治決断②大飯、 敦賀原発等における活断層調査③原発立地自治体への対応④再生可能エネルギーの普及⑤ 計画停電⑥原子力地域防災⑦食の安全・内部被爆問題⑧がれき処理)、37項目を要望した。 関電には4つの柱(①大飯原発3,4号機の再稼働撤回、原発ゼロからの撤退②大飯原発における活断層調査③風力発電による低周波騒音対策④計画停電)17項目、原電には3つの柱(①敦賀3,4号機の増設撤回など原発からの撤退②敦賀半島における活断層調査③立地隣接自治体との安全協定の締結)、6項目を求めた。「計画停電」については、聞き取りを踏まえ、当初の要望書から大幅に改定した。

要望書の作成に当たっては、▽再稼働撤回、原発ゼロの政治決断などわが党の基本的立場を貫き、到達点を踏まえた正確なものにする▽原発を巡る動向とかみあったものにする▽現場での生きた要求を盛り込む―という立場、近畿と福井の「統一要求」をつくるという構えで作成した。そのために各府県でわが党が取り上げた問題の掌握、各府県の担当者・地方議員との面談による相談、医療関係者、原発労働者からの調査・聞き取りを行い、要望案にもとづいて府県・中央の担当者、国会秘書の意見を聞くなどした。

原発問題は近畿で鋭く現れている問題も多く、知恵を集め研究して近畿としての要求・提言を練り上げていくことが重要である。ブロック事務所のイニシアチブをさらに発揮する。 今回は参加者が広がったこともあり、要望を参加者のものにすることも必要であった。

□結果

- ・交渉で参加者は主張と要求をぶつけて果敢に実現を迫った。政府・電力会社の回答は、再稼働を強行し、原発基幹電源論を振りかざす野田内閣の姿勢がそのまま現れ、昨年より前進したものはほとんどなかった。再稼働の理不尽さ、福島原発事故への無反省と安全軽視、「電力不足」のウソ、計画停電が脅しであることなどが明らかになった。政府交渉と電力会社交渉を連続して行ったことで政府の電力会社いいなりが浮き彫りになった。
- ・参加者はその実態を目の当たりにする一方、要望書や参加者の発言を通じて原発を巡る諸問題を学んだ。福井の同志の蓄積と奮闘から学ぶものが多かった。候補者活動や論戦の大きな力になることは間違いない。

●前向きの回答・動き

- ・電力会社の対応には変化があり、部分的には従来の回答を変え、前向きの回答もあった。 世論と運動の広がり、繰り返しの交渉のなかで生まれたものである。このことを確信に引き 続き要求・運動を強めたい。
- * 経産省交渉では、政府のエネルギー政策についての意見聴取会に電力会社社員が参加していた問題について「利害関係者が発言することは公平性に欠けるからやめるべき」と追及。経産省の担当者は「誰が電力会社の社員かはわからない。どこまでをもって利害関係者と見なすかは難しい」として拒否。ところが追及していたちょうどそのとき、政府は今後参加させないことを発表した。「正論が政治を動かしていることに確信を持った」という感想が出された。
- * 日本海の津波調査の実施について文科省は、「充実・強化したい。海域の断層についても調査したい」と表明。関電は、昨年6月の交渉の際、天正年間に若狭湾沿岸を襲った津波を記述した「兼見卿記」(京都・吉田神社の宮司、吉田兼見の文書)について「信憑性はない」と頭ごなしに否定する態度だった。今回は「天正地震の時に大きな津波がきたのではないか、という記述が古文書にある。そういうことも踏まえデータを調査し、蓄積するという観点で調査を実施している」と回答した。
- * 個人住宅への太陽光補助金の増額について資源エネルギー庁は「増額へ出された意見にもとづいて検討」と回答した。

2012 年 8 月 日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

経済産業大臣 枝野 幸男殿 環境大臣 細野 豪志殿 文部科学大臣 平野 博文殿

2012年7月17日 日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 同 国会議員団北陸信越ブロック事務所 大阪府委員会 同 兵庫県委員会 同 同 京都府委員会 滋賀県委員会 同 同 奈良県委員会 和歌山県委員会 同 福井県委員会 同

新たな「安全神話」にもとづく大飯原発再稼働は撤回し、 「原発ゼロの日本」への政治決断、抜本的な安全対策を

東京電力福島第1原子力発電所事故は、ひとたび重大事故が起き放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段はなく、被害は空間的にも時間的にもきわめて甚大であるなど、原発事故の「異質の危険」を明らかにした。事故から1年余の事態は、原発と日本社会は果たして共存しうるのかを改めて問うている。

福島原発事故以後、国民の意識は大きく変わり7~8割が原発撤退を求めている。いま求められているのは、政府が速やかに「原発ゼロ」を政治決断することである。そうしてこそ当面の電力確保にも再生可能エネルギーの普及にも本腰が入る。

ところが野田首相は、関西電力大飯原子力発電所3、4号機の再稼働方針を決定した。国民の命と安全を守る立場に立つなら、絶対にやってはいけないことである。福島事故の原因究明はなく、政府の決めた「安全対策」もまともに行われていない。にもかかわらず「事故を防止できる」と断言し、「電力不足」で脅して再稼働を強行するのは、「安全神話」を最悪の形で復活させるものである。「国民の生活を守る」どころか、命と安全を危険にさらす無責任な態度であり、財界の利益優先の無謀な政治決断と言わねばならない。再稼働方針には空前の規模で反対運動がわき起こっている。政府はこれを正面から受け止めるべきである。再稼働方針の撤回・中止を求める。

世界一の密集度である福井原発群は、「活断層の巣」に立地するなど特別の危険を持っている。近畿 1,450万人の水源・琵琶湖は30キロ圏にあり、重大事故が起きれば近畿一円に破局的事態を招きかね ない。近畿の住民と福井県民の原発への不安は大きく、安全への願いは切実である。「原発ゼロの日 本」への政治決断、福井原発群の速やかな撤退と安全対策の抜本的強化を求めて以下要望する。

経済産業省(左の欄が要望、右の欄が回答です)

一、大飯原発3,4号機などの再稼働問題、「原発ゼロ」の政治決断について

(1)原発再稼働について

①安全と命を危険にさらし、一片の道理も科学的知見のかけらもない無謀な大飯原発3,4号機の再稼働は撤回・中止すること。停止中の福井原発群の再稼働は行わないこと。

- ・判断基準に照らして福島なみの地震・津波が起き てもシビア・アクシデントには至らないことを確認 し、必要性を勘案した上で再起動の判断をした。
- ・今後も安全性の確認が第一。安全性については (新たに発足する)規制委員会の判断になる。

②原発の安全対策を急ぐこと

政府の決めた30項目の「安全対策」の多くを 先送りしたまま再稼働を決めたことは重大であ る。大飯原発の免震事務(重要)棟の建設、防 潮堤のかさ上げ、送電鉄塔の倒壊対策、フィル ターつきベントの設置などの安全対策は2014 年~16年に先送りされているが、一刻も早く実 施すること。

□再要望

- ・安全対策は電力会社任せだ
- 安全対策の実施は早めるべきだ
- ・福島以上の地震・津波が来ないといえるのか

(先送りをしても)基本的には判断基準に照らして炉心溶融には至らないと判断している。それ以上については、関電の自主的な取り組みとして安全確保の姿勢があることを確認した。個々(の対策)については、関電が提出した報告書にもとづいて対応する。

- →判断基準▽炉心溶融に至らない▽電力事業者 の姿勢の3つの基準にのっとって判断しており、関 電の鵜呑み(うのみ)ではない。
- →新しい規制機関ができればそこで判断される。
- →絶対といえないのが今回の事故の教訓だが、どこまでやるべきかは、科学的知見にもとづいて慎重に判断する。福島を超える津波が来ても大丈夫と判断した。

(2)「原発ゼロの日本」を政治決断し、とりわけ危険な原発は廃止すること

①「原発ゼロ」をすみやかに政治決断すること

いま政府がなすべきは、「原発ゼロの日本」 への政治決断を行うことである。そうしてこそ、 当面の電力需給への対応も、再生可能エネル ギーへの切り替えも本腰が入る。国の新しいエ ネルギー基本計画に、期限をきった「原発ゼロ」 の方針を盛り込むこと。

- □再要望 意見聴取会に電力会社の社員が参加しているが、利害関係者の参加は公平性の確保の上で問題がある。電力会社社員は排除すべきだ。
- □意見「チェックできるかどうか」というが、裁判 員裁判では利害関係者は必ず排除するとなって いる。技術的問題でなく、どういう立場で意見聴取 会をやるのかという姿勢の問題だ。
- □再要望 聴取会は全国最大の原発集中地・福井でこそ開くべきだ。

原発の比率を2030年までに「ゼロ」「15%」「20~25%」にするという3つのシナリオを選択肢として提示し、国民の意見を聞いている。その後、政府が最終的に判断する。

→電力会社の社員だからといって意見がいえない のは問題。社員であるかどうかチェックできるかどう かという技術的問題もある。利害関係者といっても どこまでの範囲を指すのか。

②老朽原発の延命をやめ、廃炉にすること

原発の設計想定年数は30~40年であり、世界で原発を廃炉にした平均年数は22年である。とこ ろが政府は、原子炉等規制法の見直しで運転期間を原則40年とする一方、「例外的に」最長60年ま で延長可能とした。

- ●60年運転も可能とするのは、老朽原発の半 永久的稼働を認めるものである。運転40年を 超える超老朽原発である敦賀1号機(42年)、 美浜1号機(41年)、同2号機(40年)は廃炉に すること。
- ❷美浜2号機の40年以上運転は認めないこ
- ●40年制限だが、例外として20年延長を盛り込ん でいる。どういう基準で20年延長ができるかは規制 委員会で客観的、専門的知見にもとづき判断して いただく。
- 委員会にしていただく。

③原発の新増設は行わないこと

●敦賀3,4号機について日本原電は「撤退な どはまったく考えていない」(浜田康男社長)と しているが、国は本体建設工事の認可申請は 認めないこと。

- ・個別のプラントによって全く違うので一概にはい えないが、安全性が第一で、慎重に対応すること になる。
- ・敦智3.4号機は安全審査の最中で認可には進 んでいない。認可申請がされ必要書類が揃ってい れば、認可申請は受ける。

二、大飯原発、敦賀原発等における活断層調査について

■活断層調査は国の責任で行うこと

敦賀原発の敷地内を通る浦底断層について、原子力安全・保安院は5月29日に開いた意見聴取 会で、南北の複数の断層との連動を考慮して全長約100キロの断層として影響を評価するよう日本原 電に指示した。敦賀半島の関電美浜原発、「もんじゅ」を運転する関電などにも同様の指示をした。保 安院はさらに、美浜原発の前面海域の海底に存在する断層と南方陸域に延びる三方断層との連動 についても考慮する必要があるとして、電力事業者3社に評価を行うよう求めた。いずれも原発機器に 与える影響が大きく、基準地震動の見直しにつながる可能性がある。従って、原発の廃炉判断にかか わるような調査を電力事業者自身が行うことは不適切である。

- にせず国の責任で行うこと。
- ②作業・分析は電力事業者と利害関係のない 第三者機関によって行い、調査データはすべ て公開し、住民に説明すること。
- 3三方·花折断層、野坂·集福寺断層(浦底断 層と和布―飯干崎沖断層から南方向の鍛冶屋 断層までの約100キロの区間の断層)帯につい ても同様に行うこと。
- 4大飯原発の敷地直下を横切る F6 断層は、「典 型的な活断層構造」(渡辺満久・東洋大学教授= 変動地形学)であり、大飯原発敷地内の 15 本の 断層についても同様に行うこと。大飯原発の活断 層の連動性調査を、第三者機関によって詳細

- ●教賀半島周辺の活断層調査は事業者任せ | ●連動性については既に事業者に再調査を指示 している。敦賀半島周辺の事業者による調査は、 内容・範囲について専門家の意見を聞き、その妥 当性を確認している。結果についても現地調査に 基づいて確認し、適切に評価する。
 - ②意見聴取会ではあらかじめ計画を専門家に説 明し、結果についても公開の場での審議を通じて 評価する。
 - ❸三方·花折断層 連動を含めた考慮を検討する よう事業者に指示した。
 - 野坂・集福寺断層 連動性を評価する必要性はな いと判断した。
 - ♠F6破砕帯は昭和62年、22年に実施した活動可 能性評価で13万年前以降(*)に活動した可能性 はないという評価がすんでいる。F6以外も同様。 従って連動の可能性が高いという指摘は、新しい 知見には当たらないと考えている。しかし「安全神

に行うこと。

□再要望 安全性についてのバックチェックを している最中に再稼働を認めるとは許せない。 F6は活断層でないというが、実際に鎌を入れ て調査したのか。専門家の意見を聞いたとして もその上で、規制機関である以上独自に調査を すべきだ。

□再々要望 その上で独自に調査すべきだ。 そうでないと規制機関の役割を果たせない。不 安があるなら止めるのが規制機関の役割だ。 話」に陥ってはならないと考えており、意見聴取会に追加資料を提示し、F6破砕帯の活動可能性について専門家に公開の場で議論してもらう。

*原発では、12万~13万年前以降に動いたことが否定できない場合に活断層として扱われる。

→専門家に意見を聞くが判断は保安院がする。

三、原発立地自治体等への対応について

- ●電源立地交付金や「原発埋蔵金」(使用済み核燃料の再処理積立金、高レベル放射性廃棄物の最終処分積立金など)は自然エネルギーの開発を支援するものに切り替えるとともに、新たな産業や地域の雇用をつくりだすものに抜本改革すること。
- ②原発の運転停止による地域経済への影響は、原発を国策としてすすめ、福島原発事故により破たんしたことによって起きている問題であることから、国が責任をもって雇用や営業の当面の手当を行うこと。
- □再要望 仕事は原発依存になっており、原発が 止まっている下で何らかの補償が必要。福島事故 が起こらなければ生まれない問題だ。
- ❸老朽化した敦賀1号機、美浜1,2号機の廃炉を決断し、廃炉ビジネスで仕事と雇用を確保すること。
- 口再要望 廃炉はいつか判断しなければいけない。浜岡(静岡県)では廃炉作業や防潮堤の建設で雇用が生まれている。防潮堤はゼネコンでなくてもできる。しっかり指導すべきだ。

- ●「原発埋蔵金」は使用済み核燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物処理のためと法律で用途が限定されている。他の用途に使うのは将来へのツケ回しになる。電源立地交付金は、電源を受け入れてもらうために使われる。自然エネルギーは自治体補助に使わないと普及しないのか、見きわめている。
- ②国の原子力政策に協力してもらっている立地自 治体の思いをしっかり受け止めるのは国の責任。 地元自治体の意見を聞きながら、国の政策を活用 してもらえるようしっかり説明する。
- →雇用調整助成金、雇用安定助成金、セーフティーネット保証の活用を。補償については上司に伝える
- ❸廃炉については新しい規制機関が検討する。

四、再生可能エネルギーの普及について

日本の再生可能エネルギーは大きな可能性を持っており、技術も世界でも先進的である。今後5~10年の間に「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの普及と節電などで総発電量の2~3割を再生可能エネルギーにすることは決して不可能ではない。

- ①「再生可能エネルギー固定買い取り法」が7月からスタートする。すべての再生可能エネルギーを対象とし、買い取り価格を引き上げること。現行の電源開発促進税を財源に充てるなど、消費者の負担が増えないようにすること。
- ②個人住宅への太陽光発電導入補助金を増額し、補助単価を引き上げること。
- □再要望 取り付け金額は下がっているとはいえ、二の足を踏む金額であり、爆発的にふやす努力を。
- ③原発依存度が一番高い近畿でこそ、再生可能エネルギーへの転換が求められる。地方自治体が行う再生可能エネルギーの利用促進や研究を積極的に支援すること。

- ●価格は毎年改定される。実勢コストに適切な利潤を乗せた額。消費者に負担がかかりすぎないようにする。
- ②補助制度には第3次補正で1200億円が手当てされた。単価は3万~3.5万円。単価は据え置き、普及のために使いたい。
- →補助単価は毎年改定しているので、要望にもと づいて検討する。
- ❸補助率が高くなる自治体連携スキームがある。 活用していただきたい。

小水力は太陽光、風力と並んで伸びていって欲 しい分野。小水力は導入する際の資金繰りがうまく いかないということがある。複数の関係者の輪を作 ることが課題。予算編成の際には、そういうアイディ アも相談させていただきたい。

五、計画停電について

政府は関西電力など4電力会社に「計画停電」の準備を求め、関西電力は6月22日、その実施方法を発表した。関電は「計画停電」についてのダイレクトメールを送付したが、医療機関や教育・福祉現場、家庭などに混乱と不安が広がっている。

政府や関電は、根拠や詳細なデータを示さないまま今夏の「電力不足」をさかんにあおってきた。 しかし「9日から大飯原発3号機がフル稼働の予定。代わりに燃料費が高い火力発電所を8基止める。 それでも電気使用量は80%台」(「朝日」7月7日付)と報道されるなど、「電力不足」の真実性が問われる事態となっている。元々、関電は電力事業者の中で原発依存率を最も高めたうえ、福島原発事故後も電力確保にまともに取り組んで来なかった。

野田首相は記者会見で「計画停電を余儀なくされ、突発的な停電になったら命の危険にさらされます」とのべたが、「突発的な計画停電」などありえない。再稼働の脅しのために「計画停電」を使うなど許されない。「計画停電」は法律に基づく措置ではない。電力会社には電力を提供する義務がある(電気事業法18条)。「計画停電」といっても対象地域を定めて輪番で機械的に停電するやり方で、生命にも暮らしにも営業にも配慮がない。

政府は、安易な「計画停電」の流布で引き起こされている不安と混乱への対策、命と健康を守るため万全の対策を取るべきである。

- ●関西電力に電力供給義務を果たさせ、「計画 停電」回避に努めること。電気事業法第27条に もとづき、大口需要者への総量規制をかける 「電力使用制限令」の発動を検討すること。
- ●制限令を含めて検討してきたが、「制限令はやめて欲しい」という要望が多方面からあった。昨年夏以来の節電効果が認められ、西日本での電力融通による電力確保もあり、節電で対応することにした。計画停電は大規模な電源脱落など予想外のアクシデントが起きたときのセーフティーネットだ。需給両面で計画停電にならないよう努力している。

- 口再要望「制限令をやめて欲しい」といっているのは、大口需要者。 政府は電力会社を規制する側だ。 法律で決まっている通電義務を果たさせ、「計画停電はやめよ」と今からでもいうべきだ。
- ②「計画停電」が必要であるかどうかについて、 供給能力と需要見通し等の正確で詳細なデータを提出すること。
- ❸万が一「計画停電」を実施する場合は、対象 地域に実施地域や停電時間を早く確実に周知 すること。
- ◆入院・療養者のいる病院や特養・老健施設、 支援学校などを「計画停電」の対象から除外すること。在宅の患者の人工呼吸器、吸引器などが確実に機能するようきめ細かく対応すること。
- □再要望 「セーフティーネットというが、現場は混乱している。吸引器を使っているお宅は手動式のもので対応しようとしているが、危険が伴う。命に優先順位はない。国は実態を掌握しているのか」「人工呼吸器は分母・分子も明確にして使用者の実態を国がつかむべきだ」
- ❺「計画停電」に備えた設備更新にたいし費用負担の要望があった場合、これに応じること。
- □再要望 鶏肉店、金魚店、アイスクリーム店などからは2時間といえども停電すれば壊滅的打撃となる。電力会社と政府が損害補償の責任をとるべき。

- ②電力各社に協力してもらい、2週間前から需給 状況を公開して逼迫しているかどうかをお知らせ し、計画停電に至らないようにする。
- ③停電が起きるかもしれない時間帯は知らせてある。がん手術や大イベントなどリスクを排除しなければならない場合、その時間帯を避けて欲しい。計画停電が起きる場合は、前日にメディア、メール、防災行政無線などで知らせ、2時間前に再度知らせて節電をお願いする。その上で及ばない場合、停電となる。
- ●命がかかっている人をまず救うという点から、救命救急病院(関西では二次救急まで)、災害拠点病院に通電する。様ざま要望をいただいているが、電力事情は逼迫しており、優先順位で今年はやらせていただきたい。在宅患者には通電している病院を知らせるなど情報提供を行い、電力会社から小型発電機を提供する。自家発電機を持っている病院はそれで対応し、持っていない病院は在宅患者と同じ対応になる。行政に相談を。
- →自治体を通じて実態をつかんでいる。 行政として予算措置をおこない、小型発電器を提供する市町村もある。
- ⑤計画停電を避けるためどのような方策がよいかを検討し、自家発電への補助をおこなっている。 →そういう声を聞いており、意識している。しかし人工呼吸器など命に直接かかわるものを優先し、余力があれば経済面を考える。今は考えていない。

六、原子力地域防災について

(1)地域防災計画等について

原子力安全委員会は、原発防災指針案で防災重点地域の拡大を決め、約50キロ圏内を退避区域とした。大飯原発の場合、50キロ圏内には3府県の5市9町があり、約44万8,000人が住んでいる。この地域では避難計画が立てられていない。にもかかわらず大飯原発の再稼働が強行された。このもとで、国は防災や避難に負うべき責任は一層大きいことを自覚すべきである。

- ●重大事故が起きれば、各府県内のみの避難 計画では対応できない。自治体の計画を支援 するとともに、国が各府県間の調整に当たり、国 の責任で避難計画をつくること。
- ❷福井県内においては安定ヨウ素剤を全県民分準備すること。
- □再要望 福井市は50キロ圏。福島事故で全村避難となった飯館村も50キロだ。市はヨウ素剤を40歳以下の全家庭と勤務先に配布する検討に入った。国の財政措置はどうなるのか。
- ①防災指針見直しの中間とりまとめの中で従来のEPZ(8~10^{*}n)からPAZ(5^{*}n)、UPZ(30^{*}n)、PPA(50^{*}n)に3分類された。これから策定される地域防災計画の中でPAZ、UPZを明確にする必要がある。同様の要望が自治体からも寄せられており、UPZ30^{*}nを前提とした防災計画策定マニュアルの改定作業を急いでいる。
- ②PPAをどうするかと密接に関係した問題。まずは30キロ圏内に整備できるよう予算要望している。 PPAは検討状況に応じて予算取りを進める。
- →50キロ圏については、規制委員会でどうするか を検討するのでもう少し待ってほしい。

(2)安全協定の締結など

京都府、滋賀県は UPZ30キロ圏にあり、福井原発で事故が起きれば福井県と同様の被害に見舞われる。 両府県や近隣自治体は電力事業者に立地県なみの安全協定締結を求めている。

●国として電力事業者にこれらの自治体との立 地県なみの安全協定の締結を求めること。

安全協定は法令に基づくものでなく、自治体と 事業者が自主的に締結すべきもの。政府が関与 すべき問題でない。しかし、しっかり見守っていき たい。

一、再生可能エネルギーの普及について

①日本の再生可能エネルギーは大きな可能性を 持っており、技術も世界でも先進的である。今後5 ~10年の間に「原発ゼロ」、再生可能エネルギー の普及と節電などで総発電量の2~3割を再生可 能エネルギーにすることは決して不可能ではな い。原発依存度が一番高い近畿でこそ、再生可 能エネルギーへの転換が求められる。地方自治 体が行う再生可能エネルギーの利用促進や研究 を積極的に支援すること。

グリーンニューディール基金は地域の防災拠 点での再生可能エネルギー普及支援のために活 用される。滋賀県に9億円、兵庫県に9億円、和歌 山県に10億円交付しており活用していただきた

②風力発電による低周波騒音等の対策について

風力発電による低周波騒音被害が近畿でも和 歌山県や兵庫・淡路島などで報告されている。被 害の実態を掌握し、被害者の実態を踏まえて環 境基準を策定すること。シャドーフリッカー及びバ ードストライクの対策をすすめること。

低周波音 人への影響調査(平成22~24年度) の結果が今年度末までにまとまる。設置の際のガ イドライン的なものをつくり、数値の案を出すところ まで検討を進めたい。

シャドーフリッカー 風力発電所は今年の10月か ら環境影響評価法の対象になる。具体的な対策 は、立地場所、機数の変更、朝・夕の影響の大き い時の稼働停止、遮光カーテンなど。

バードストライク シャドーフリッカーと同様、法に 基づいて事業者に対応を求める。環境省のホー ムページを参考にしてほしい。

□再要望

- ・低周波騒音 被害があっても増設され、さらに被 害が増えることが懸念されている。健康を守れる 環境基準を。
- ・シャドーフリッカー 10月から法の対象というが、 現に被害が起きており、すでに設置されていると ころも対象にすべき。
- →距離より騒音の大きさを基準にするのがいいの ではないか。環境基準でなく、新設の場合のガイ ドラインをつくり、守ってもらうのがいいと思う。
- →10月以前のものは自治体の条例で取り組まれ ており、法の対象にするのは困難だ。

二、原子力地域防災について

■琵琶湖と桂川、由良川両水系の汚染対策について

琵琶湖北部は美浜原発から30キロ圏にある。福井原発で重大事故が起きれば、北部が汚染される 危険があることが滋賀県の予測結果(昨年9月)からも明らかになっている。放射性物質による琵琶湖 汚染は、琵琶湖を水源とする近畿1450万人の命と健康に重大な影響を及ぼす。京都府が取水してい る桂川、由良川の場合も同様である。電力事業者と国はこのような事態を絶対に起こさないことはもち ろん、万一の重大事故の対策に全面的な責任を負うべきである。

視する体制を構築すること。

●琵琶湖、桂川、由良川両水系の水質を常時監 | ●水質を含む平常時の環境放射能の把握は文 部省の交付金に基づいて実施されている。滋賀 県は対象になっていないが、防災対策を重点的 に実施する区域が正式に決まれば対象になる。こ れを使って監視が可能になる。京都府はすでに 交付金の対象になっている。

- ②琵琶湖、桂川、由良川両水系が汚染された場合の緊急防護対策を示すこと。
- □再要望 琵琶湖が汚染されたら1450万人が被害を受ける。自治体任せでなく国の責任で対策を.
- ②万一の対策は地域防災計画の原子力対策で 検討されると思う。仕組みとして対策、計画は府県 で行うことになっており、国としては直接できな い。
- →汚染されるようなことが起きるとすれば大きな問題。対策は検討されていると聞いているが、示せるものにはなっていない、と思う。

二、がれき処理問題について

東日本大震災から1年4ヵ月が経過しているのに、震災がれきの処理は依然進んでいない。その最大の原因は、政府や東京電力が災害がれき処理や放射性物質への責任ある対応をしてこなかったことにある。政府が総力を挙げることが重要であるが、復興にむけ、がれきの広域処理を住民合意で行うことも必要である。一方、災害がれきの処理には、「焼却した場合、放射性物質が拡散するのではないか」「廃棄物の焼却場周辺や焼却灰埋め立て処分場周辺は大丈夫か」などの不安や政府への不信の声が多く出されている。政府の責任ある対応が求められる。

- ①政府が、特別管理の必要な指定廃棄物をセシウム134とセシウム137の濃度合計で1^{*}ログラあたり8000ベクレル以上とし、これ未満は一般廃棄物として扱うなど、十分な説明もなく広域処理基準に転用したことは大問題である。廃棄物の基準および放射線防護対策を抜本的に見直し、強化すること。
- 口再要望 尼崎市は100ベクレルで受け入れるかどうかを検討している。国は8000、関西広域連合は2000。フェニックスの最終処分場に受け入れるかどうかが議論され、市民に不安が広がっている。もともと8000が高すぎる。引き下げを。
- ②処理の各段階での放射能測定体制に万全を 期し、測定結果は全て公表すること。その体制、 財源、結果の公表については国の責任で行うこと。
- ❸住民・基礎自治体への説明と納得・合意を前提とすること。

□再要望

- ・京都市における焼却施設と住民の協定書では「市内における通常廃棄物」に限定しており、県外から持ち込んだものは協定に入っていない。国は特別対策で押し切るのか、改めて住民合意を自治体に求めるのか。
- ・廃棄物の中にはアスベストなど有害物質が含まれている恐れがある。どう対応するのか。
- ◆受け入れる自治体には国が財政措置を含め全面 支援を行うこと。

- ●8000ベクレルは安全側に設定した数値で、これまであったものを緩めたのではない。しかし検討プロセスや説明が不十分であり、広域処理で混乱を呼んだ。データを公開し、説明し信頼回復に努めている。
- →100と8000は違う基準。80倍になったのでは ない。
- **②**すべて公開している。
- ❸基礎自治体の納得は当然。住民説明は声をかけてもらえれば環境省職員、専門家を派遣する。
- →受け入れ基準と条件は自治体の判断に委ねる。
- →現地で分別され、安全性が担保されている。
- ④被災地が支払うべき処理・委託費用を国費で支払う。住民説明など受け入れのための費用支援のスキームもある。

一、「原発ゼロ」の政治決断について

高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉にすること

「もんじゅ」は、199 5年12月にナトリウム 漏れ・火災事故を起こ し、以後停止したまま になっている。停止中



の現在でも1日あたり4000万円の巨費が投入されている。技術的にも破たんし、税金のムダづかいとなっている危険な「もんじゅ」の廃炉を決断すること。

□再要望

- ・答弁はいつも同じだ。核燃料サイクルはうまく行くと思っているのか。
- ・3. 11以降、敦賀市民は「もんじゅ」への不安が募っている。地震が起きることを前提にすべきだ。「もんじゅ」は廃炉にすることを強く要望する。

高速増殖炉は、資源が乏しいわが国で限られた ウランを効果的に使い、放射性廃棄物をより少なく する技術であり、「もんじゅ」で研究開発されてき た。「もんじゅ」を含む核燃料サイクル計画は、原子 力委員会が提示した選択肢等を踏まえつつ、エネ ルギーミックスの大枠に応じて政府が整理・決定す ることとしており、「もんじゅ」の扱いもその方向性を 踏まえて対応する。

→「実現性は高い」と評価されていると認識している。 それを含めて国民的議論が行われている。

二、大飯原発、敦賀原発等における活断層調査について

東日本大地震は、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しを迫り、 従来の断層評価が次々と覆っている。日本原電・敦賀原発では、原子炉建 屋直下の「破砕帯」が活断層であることが最近わかった。関電・大飯原発で は、すぐ近くの3つの断層(FO-A、FO-B、熊川断層)が連動した場合、現在 の想定(700ガル)を上回ることが電力会社自身によって明らかになった。さ らに専門家(石橋克彦神戸大名誉教授)は、過去に原発が受けた最大の



敦賀原発1号機

地震動―中越沖地震の際の柏崎刈羽原発1号機の岩盤の揺れ、1699ガル(観測に基づく計算値)を 想定すべきだと提起している。

大飯3,4号機の限界点は1260ガルであり、M6.8という東北地方太平洋沖地震(M9.0)の数千分の一の中越沖地震級の地震の揺れで炉心損傷に至るかどうかの限界点(クリフェッジ)を超えてしまう。従来の揺れの過小評価の不当性が厳しく問われている。同時に、この点からも大飯原発再稼働方針の無謀さは明らかであり、再稼働の撤回・中止を求めるものである。

■日本海の津波·地震調査について

石橋克彦神戸大名誉教授は「今後も、若狭湾などをはじめとする『アムールプレート東縁変動帯』の広域で、大地震が連続する恐れがある」と指摘している。福島第一原発を襲ったような津波が福井原発群を襲う危険がある。日本海側の津波・地震調査をすすめること。

□再要望 充実・強化の内容を具体的に示されたい。

日本海側の地震・津波に関する調査・研究 は、これから充実・強化していきたい。海域の断層についても、周辺については調査していきたい。

→文科省とはしてはできるだけ広くやりたいが、 具体的にどこまでやるかは予算とも関わってく る。実施は平成25年度から。何年のプロジェクト になるかは検討中。

三、原発立地自治体等への対応について

■電源立地交付金は自然エネルギー開発を支援す るものに

電源立地交付金や「原発埋蔵金」(使用済み核燃 料の再処理積立金、高レベル放射性廃棄物の最終処 分積立金など)は自然エネルギーの開発を支援する ものに切り替えるとともに、新たな産業や地域の雇用 をつくりだすものに抜本改革すること。

→交付金規則の要件を満たせば実施可能。

四、原子力地域防災について

■地域防災計画等について

原子力安全委員会は、原発防災指針案で防災重点地域の拡大を決め、約50キロ圏内を退避区域と した。大飯原発の場合、50キロ圏内には3府県の5市9町があり、約44万8,000人が住んでいる。この地 域では避難計画が立てられていない。にもかかわらず大飯原発の再稼働が強行された。このもとで、国 は防災や避難に負うべき責任は一層大きいことを自覚すべきである。

- ●SPEEDIを使った被害予測を促進し、汚染や被 ●SPEEDIは設立準備中の原子力規制庁に移 害の実態に即した対策をすすめること。
- ❷福井県庁にあるシステムは10キロ圏の狭域であ る。福井全域をシミュレーションできるものに強化す ること。滋賀県は再三にわたって大飯原発のSPEE DI情報の提供を求めている。滋賀県に情報を提供 すること。
- ❸滋賀県琵琶湖の竹生島(ちくぶじま)に平常時の 空間放射線量率を測定するモニタリングポストを 設置されたい。
- □再要望 滋賀県も竹生島設置を要望しているが、

どう認識しているか。

- 管される。文科省としては適切な活用を求める。
- **2**今年度すでにSPEEDIの機能向上のための 調査が行われており、広域の計算ができるよう 改善を図っている。滋賀県は、規定上は対象に なっていないが、規制庁法の施行に伴う規定の 見直し、防災区域の改定の中で文科省としても 対応したい。
- ❸事故後、補正でモニタリングポストを大量に設 置している。滋賀は人的影響の大きい所に優先 的に設置し県の担当者と調整し、現在の形にな っている。竹生島には置いていないが琵琶湖を 囲むように展開されており、何らかの影響がおき ればとらえることができる。
- →県とは調整している。

五、食の安全の確保、とりわけ子どもたちの安全確保について

食物による内部被ばくを心配する声は強い。学校給食など子どもたちの食の安全を守ることはとりわけ 重要である。

- ●「流通しているものは安全」とは言い切れない。学 校給食での事前検査―「口に入る前に止める体制」 が重要であるが、学校給食環境整備事業(昨年11 月、第3次補正)の対象は被災地を中心に17都県に とどまっている。事業対象を、近畿を含む全都道府 県を対象にし、予算を大幅に増額すること。
- □再要望 モニタリング事業は事後検査─□に入っ てからであり、不安は解消されない。

基準値を超えるものが出回らないよう出荷段 階で検査し、出荷制限される。それを前提に東 日本の17都県を対象に学校給食環境整備事 業を実施。平成24年度、提供後=つくられたも のの検査を継続的に行うモニタリング事業を全 国で実施することにしている。

→要望は現実的でない。

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠殿

2012年7月23日

福井県委員会

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

同	国会議員団北陸信越ブロック事務所
_	1 m + 7 m A

同	大阪府委員会
同	兵庫県委員会
同	京都府委員会
同	滋賀県委員会
同	奈良県委員会
同	和歌山県委員会

新たな「安全神話」にもとづく大飯原発再稼働は撤回・中止し、 原発からの撤退、抜本的な安全対策を求める要望書

同

東京電力福島第1原子力発電所事故は、ひとたび重大事故が起き放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段はなく、被害は空間的にも時間的にもきわめて甚大であるなど、原発事故の「異質の危険」を明らかにした。事故から1年余の事態は、原発と日本社会は果たして共存しうるのかを改めて問うている。

福島原発事故以後、国民の意識は大きく変わり 7~8割が原発撤退を求めている。いま求められているのは、原発からの撤退を決断することである。



関電に申し入れる清水ただし近畿比例候補(7月23日)

そうしてこそ当面の電力確保にも再生可能エネルギーの普及にも本腰が入る。

ところが貴社は、いまだに「安全神話」と原発に固執し、大飯原子力発電所3、4号機の再稼働をすすめている。国民の命と安全を守る立場に立つなら、絶対にやってはいけないことである。福島事故の原因究明はなく、政府の決めた「安全対策」もまともに行われていない。命と安全を危険にさらす無謀な行為と言わねばならない。

再稼働には、首相官邸前や貴社本店前で多くの人が声を上げるなど、空前の規模で抗議・反対運動がわき起こっている。貴社はこれを正面から受け止め、再稼働を撤回・中止すべきである。

世界一の密集度である福井原発群は、「活断層の巣」に立地するなど特別の危険を持っている。近畿 1,450万人の水源・琵琶湖は30キロ圏にあり、重大事故が起きれば近畿一円に破局的事態を招きかね ない。近畿の住民と福井県民の原発への不安は大きく、安全への願いは切実である。福井原発群から の速やかな撤退を決断し、安全対策の抜本的強化を求めて以下要望する。

一、大飯原発3、4号機などの再稼働問題、原発からの撤退の決断について

(1)原発再稼働について

①安全と命を危険にさらし、一片の道理も科学的 知見のかけらもない無謀な大飯原発3,4号機の 再稼働は撤回・中止すること。停止中の福井原発 群の再稼働は行わないこと。



大飯原発3,4号機(滋賀民報社提供)

②原発の安全対策を急ぐこと

政府の決めた30項目の「安全対策」の多くを先送りしたまま再稼働を始めたことは重大である。大飯原発の免震事務(重要)棟の建設、防潮堤のかさ上げ、送電鉄塔の倒壊対策、フィルターつきベントの設置などの安全対策は2014年~16年に先送りされているが、一刻も早く実施すること。

□再要望 送電鉄塔は大丈夫という回答だが、関電が福井県議会で行った説明では、地盤が弱いので今年度、来年度で対策すると回答した。矛盾するではないか。

□再要望 いま福島を襲ったような津波が来れば 電源喪失に至るではないか。 エネルギーのセキュリティー、地球環境への配慮、 経済性の3つのEとS(安全性)という観点から原発は 重要な電源。安全性が確保されたものについては今 後とも安定的に稼働させたい。

大震災が起こったが、PWR (加圧水型原子炉)は 安定的な状態にすることができる。これまでも国の指 示に基づいて対策をし、ストレステストで確認した。国 からも妥当と判断してもらった。再稼働に当たっての 国の判定基準に基づいて報告し、最終的な判断をし てもらった。今回の事故の反省として「安全神話」から 脱却しなければならない。もちろん福島と同じ地震・ 津波が来ても安全性は担保されているが、今後とも 安全性向上の取り組みは引き続きやる。

対策は、さらなる安全性と信頼確保のためのもの。 できるだけ早くしていきたいという認識は当然あり、工 期短縮に努める。しかし対策をとらないと安全性は確 保されないかというと、(現状でも)対応できる。現時 点で安全性に問題はない。

→工事をすることは認識している。外部電源がなくて も非常用の電源はある。

→プラントが浸水させないことが問題。防潮堤はまだ だが、11 ‰の津波が来ても対策はしてある。

(2)原発からの撤退を決断し、とりわけ危険な原発は廃止すること

原発の設計想定年数は30~40年であり、世界で原発を廃炉にした平均年数は22年である。最長6 0年まで延長可能とすることは、老朽原発の半永久的運転を進めるものであり、認めることはできない。

●運転40年を超える超老朽原発である美浜1号機(41年)、同2号機(40年)は速やかに廃炉にすること。

(時間の関係で回答なし)

❷美浜2号機の40年以上運転は行わないこと。

二、大飯原発、敦賀原発等における活断層調査について

東日本大地震は、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しを迫り、従来の断層評価が次々と覆っている。大飯原発では、すぐ近くの3つの断層(FO-A、FO-B、熊川断層)が連動した場合、現在の想定(700ガル)を上回ることが貴社自身の調査によって明らかになった。さらに専門家(石橋克彦神戸大名誉教授)は、過去に原発が受けた最大の地震動一中越沖地震の際の柏崎刈羽原発1号機の岩盤の揺れ、1699ガル(観測に基づく計算値)を想定すべきだと提起している。

大飯3,4号機の限界点は1260ガルであり、M6.8という東北地方太平洋沖地震(M9.0)の数千分の一の中越沖地震級の地震の揺れで炉心損傷に至るかどうかの限界点(クリフェッジ)を超えてしまう。従来の揺れの過小評価の不当性が厳しく問われている。同時に、この点からも大飯原発再稼働方針の無謀さは明らかであり、再稼働の撤回・中止を求めるものである。

(1)活断層調査データの公表を

敦賀原発の敷地内を通る浦底断層について、原子力安全・保安院は5月29日に開いた意見聴取会で、南北の複数の断層との連動を考慮して全長約100キロの断層として影響を評価するよう日本原電に指示した。敦賀半島の関電美浜原発、「もんじゅ」を運転する貴社などにも同様の指示をした。保安院はさらに、美浜原発の前面海域の海底に存在する断層と南方陸域に延びる三方断層との連動についても考慮する必要があるとして、電力事業者3社に評価を行うよう求めた。いずれも原発機器に与える影響が大きく、基準地震動の見直しにつながる可能性がある。また、大飯原発で「活断層」の可能性が高いF-6 破砕帯(断層)の北側トレンチの図面について、関電と保安院は、国の耐震バックチェック委員会で、これまで一度も公表せず隠していた。(トレンチ南側の図面だけを委員会に提出し、F-6 破砕帯は「活断層」ではないと評価した)よって、全てデータは隠すことなく公開し、住民に説明することが必要である。

- ●敦賀半島周辺の活断層調査の調査データはすべて公開し、住民に説明すること。
- ②三方・花折断層、野坂・集福寺断層(浦底断層 と和布一飯干崎沖断層から南方向の鍛冶屋断層 までの約100キロの区間の断層)帯についても同様に行うこと。
- ③大飯原発の敷地直下を横切る F6 断層は、「典型的な活断層構造」(渡辺満久東洋大学教授=変動地形学)であり、大飯原発敷地内の 15 本の断層についても同様に行うこと。大飯原発の活断層の連動性調査を第三者機関によって詳細に行うこと。
- 口指摘 「活断層ではないだろうな」という意見というが、調査することを前提としているので、関電のいうようなニュアンスではない。
- □再要望 徹底した調査をするためにも再稼働は 中止すべきだ。

- ●活断層調査は従前からやっている。今回は中間報告を出し、国の審査を受けている。その過程でデータを提出し、公開されている。心配されていることは十分理解しており、地元自治体を含め住民には色んな媒体で今後とも説明する。
- **②**これらの断層のデータも公表している。
- ❸F6破砕帯について、7月17日の国の意見聴取会で指摘は「活断層だ」というのでなく、「活断層ではないだろうな」という意見だ。資料を見て説明させていただいているが、資料だけでは活断層ではないと完全には否定できない部分もあるので、念のために現地調査を行う。保安院の指示に基づき調査計画を策定中だ(関電はその後、計画を提出した)。連動性については、データ蓄積のための調査を計画している。

→運転していても調査はできる。

(2)大飯原発3・4号の制御棒挿入評価値について、算出根拠を公開せよ

制御棒の挿入時間についてこれまで、耐震バックチェック中間報告で示されていた2・16秒が、1・88秒に短縮された。保安院と安全委員会は、「1・88秒は関電から聞いたものをそのまま、参考として、安全委員会の資料に掲載した」と説明した。関電・保安院が、「活断層の3連動でも許容値2・2秒を上回らない」としているが、許容値ギリギリであり、1260ガルでは確実に許容値2・2秒を上回ると言われ、制御棒が地震動で入らなくなり、原子炉が暴走する危険がある。

- ●保安院は、「制御棒の挿入時間の評価値が許容値2・2秒を超えないことを確認している」と述べている。その根拠を示す全てデータ・計算式を公開すること。
- ②制御棒が入らず、原子炉が暴走する危険性についての評価手法に関する全てデータ・計算式を公開すること。
- ❸さらに、シミュレーションだけでなく、「実証試験」を実施し同様に公開すること。
- □指摘 多度津の大型振動台はすでになく、模型で実施したもの。原発施設・設備そのものの実証試験はされていない。

- ●福井県の専門委員会の指摘に対し今年 5 月に 資料を提出し、データを公表している。計算手法 の妥当性はメーカー任せでなく、確認している。
- ②挿入性は確保されている。
- ❸香川県多度津の大型振動台で実証試験を実施した。

(3)日本海の津波・地震調査について

石橋克彦神戸大名誉教授は「今後も、若狭湾などをはじめとする『アムールプレート東縁変動帯』の広域で、大地震が連続する恐れがある」と指摘している。福島第一原発を襲ったような津波が福井原発群を襲う危険がある。

日本海側の津波・地震の詳細な調査をすすめること。また、調査で得られたデータを全て公開し、住民に説明するため「住民説明会」を開催すること。さらに、第三者の評価結果を尊重し、必要な追加調査も行うこと。

天正地震の時に大きな津波がきたのではないか、という趣旨のことが古文書にある。そういうことも踏まえデータを調査し、蓄積するという観点でデータの調査・蓄積をしている。今秋までに調査を終え、まとめて発表する。今後とも津波の知見は蓄積する。

三、風力発電による低周波騒音等の対策について

風力発電による低周波騒音被害が近畿でも和 歌山県や兵庫・淡路島などで報告されている。低 周波騒音の被害対策をすすめること。シャドーフリ ッカー及びバードストライク対策をすすめること。 当社グループの風力発電の実施については、関係法令を順守し、地域との共生に努めている。環境保全に関わる事業についても今後の国の規制動向を踏まえ、引き続き適切に対処する。

四、「計画停電」等について

貴社は6月22日、「計画停電」の実施方法を発表し、「計画停電」についてのダイレクトメールを送付した。この中で医療機関や教育・福祉現場、家庭などに混乱と不安が広がっている。

貴社は根拠や詳細なデータを示さないまま今夏の「電力不足」をさかんにあおり、「計画停電」も原発再稼働のための脅しに使われてきた。しかし「9日から大飯原発3号機がフル稼働の予定。代わりに燃料費が高い火力発電所を8基止める。それでも電気使用量は80%台」(「朝日」7月7日付)と報道されるなど、貴社のいう「電力不足」の真実性が問われる事態となり、原発再稼働は貴社のもうけのためであることが明らかになった。元々、貴社は電力事業者の中で原発依存率を最も高めたうえ、福島原発事故後も電力確保にまともに取り組んで来なかった。

「計画停電」といっても対象地域を定めて輪番で機械的に停電するやり方で、生命・健康にも暮らし・営業にも配慮がない。「計画停電」は法律に基づく措置ではなく、貴社には電力を提供する義務がある(電気事業法18条)。安易な「計画停電」の流布で不安と混乱を引き起こしていることは電力事業者として許されない責任放棄であり、法の趣旨に反する態度である。

- ●貴社は電力供給義務を果たし、「計画停電」回避に努めること。
- ②「計画停電」が必要であるかどうかについて、供給能力と需要見通し等の正確で詳細なデータを提出すること。
- ❸万が一「計画停電」を実施する場合は、対象地域に実施地域や停電時間を早く確実に周知すること。
- ④入院・療養者のいる病院や特養・老健施設、支援学校などを「計画停電」の対象から除外すること。在宅の患者の人工呼吸器、吸引器などが確実に機能するようきめ細かく対応すること。
- **⑤**「計画停電」に備えた設備更新にたいし費用負担の要望があった場合、これに応じること。

- ●計画停電のスキームは大規模な電源脱落、万一に備えたセーフティーネットだ。可能な限り計画停電を回避し、電気の安全・安定供給へ引き続き供給力確保へ全力をつくす。引き続き節電への協力をお願いする。
- ②今夏の見通しは5月19日に公表。日々の状況は当社のホームページと「でんき予報」で詳細に公表している。
- ③計画停電を実施する場合のカレンダーをお知らせしてある。実施する場合は翌日のスケジュールを前日の18時に知らせ、当日は2時間程度前に知らせる。ホームページはもちろん、報道機関や関係自治体に協力をお願いする。登録している人へのお知らせメール、専用ダイヤルもある。
- ④停電対象は原則、すべてのお客様。緩和対象は電力会社が単独で決めるのでなく、総合的観点から自治体の意見を踏まえ、関係省庁間での調整を踏まえて決定している。

病院は 6 割が緩和対象。緊急送電の必要がある場合は、対応方法について個別に相談する。在宅患者の方も申し出に応じて個別に対応する。

❺停電回避に最大限の努力をするので、お客様側で事前に準備された費用は負担できない。

日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男殿

2012年7月23日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

同 国会議員団北陸信越ブロック事務所

1	
同	大阪府委員会
同	兵庫県委員会
同	京都府委員会
同	滋賀県委員会
同	奈良県委員会
同	和歌山県委員会

同 福井県委員会

新たな「安全神話」にもとづく原発再稼働反対、原発からの撤退、抜本的な安全対策を求める要望書

東京電力福島第1原子力発電所事故は、ひとたび重大事故が起き放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段はなく、被害は空間的にも時間的にもきわめて甚大であるなど、原発事故の「異質の危険」を明らかにした。事故から1年余の事態は、原発と日本社会は果たして共存しうるのかを改めて問うている。

福島原発事故以後、国民の意識は大きく変わり7~8割が原発撤退を求めている。いま求められているのは、原発からの撤退を決断する



日本原電に要請する(右 3 人目から右へ)藤野保史(北陸信越)、堀内照文(近畿)両衆院比例候補ら=7月23日

ことである。そうしてこそ当面の電力確保にも再生可能エネルギーの普及にも本腰が入る。

ところが貴社は、いまだに「安全神話」と原発に固執し、敦賀原子力発電所3,4号機の新設を進めよ うとしている。

世界一の密集度である福井原発群は、「活断層の巣」に立地するなど特別の危険を持っている。近畿 1,450万人の水源・琵琶湖は30キロ圏にあり、重大事故が起きれば近畿一円に破局的事態を招きかねない。近畿の住民と福井県民の原発への不安は大きく、安全への願いは切実である。福井原発群からの速やかな撤退を決断し、安全対策の抜本的強化を求めて以下要望する。

日本原電(左の欄が要望、右の欄が回答です)

一、原発からの撤退の決断について

(1)原発からの撤退を決断し、とりわけ危険な原発は廃止すること

原発の設計想定年数は30~40年であり、世 界で原発を廃炉にした平均年数は22年である。 運転40年を超える超老朽原発である敦賀1号機 (42年)は速やかに廃炉にすること。

運転が再開できればあと4年間、平成28年ま で運転する方針は変わっていない。

(2)敦賀3.4号機の増設計画は撤回すること

敦賀3,4号機について日本原電は「撤退など はまったく考えていない」(濱田康男社長)として いるが、敦賀3,4号機の真下には活断層があ り、出力も153.8万キロワットと巨大である。増設 計画は撤回すること。

重要電源だと認識している。安全を確保して対 応する。浦底断層は調査している。その結果を 踏まえる。

二、敦賀半島における活断層調査について

東日本大地震は、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しを迫り、従来の断層評価が 次々と覆っている。従来の揺れの過小評価の不当性が厳しく問われている。

(1)活断層調査データの公表を

敦賀原発の敷地内を通る浦底断層について、原子力安全・保安院は5月29日に開いた意見聴取会 で、南北の複数の断層との連動を考慮して全長約100キロの断層として影響を評価するよう日本電 源に指示した。調査結果は原発機器に与える影響が大きく、基準地震動の見直しにつながる可能 性がある。データは隠すことなく公開し、住民に説明することが必要である。

- すべて公開し、住民に説明すること。
- ❷三方·花折断層、野坂·集福寺断層(浦底断層) と和布一飯干崎沖断層から南方向の鍛冶屋断 層までの約100キロの区間の断層)帯について も同様に行うこと。
- **●**敦賀半島周辺の活断層調査の調査データは | ●国の意見聴取会に報告する。聴取会で公開される。 れる。広報誌で周知したい。
 - **2 1**と同様。

(2)日本海の津波・地震調査について

石橋克彦神戸大名誉教授は「今後も、若狭湾な どをはじめとする『アムールプレート東縁変動 帯』の広域で、大地震が連続する恐れがある」と 指摘している。福島第一原発を襲ったような津波 が福井原発群を襲う危険がある。日本海側の津 波・地震調査をすすめること。

新潟沖は調査する。

□再要望 若狭湾も対象にすべきだ。

→検討する。

三、安全協定の締結

滋賀県は敦賀原発から UPZ30キロ圏にあり、 福井原発で事故が起きれば福井県と同様の被 害に見舞われる。滋賀県や近隣自治体は電力 事業者に立地県なみの安全協定締結を求めて いる。滋賀県をはじめ近隣自治体と立地県なみ の安全協定を締結すること。

立地自治体には50年の歴史があり、隣接自治 体と同じにするのは難しい。

参加者の感想

●反省ない政府・電力会社に憤り

口福井1区·金元幸枝さん(党県書記長) 大飯原発3.4号機は再稼動されてしまいましたが、福井県民全体が合意したわけでもなく、納得しているわけでもありません。県民への説明会も開かれませんでした。特に、不安が強いのは、福島原発事故を見て原発で事故が起こったらどうなるかを知ってしまったことだと思います。原発敷地内に活断層があると指摘され、福島原発以上の直下型の地震に襲われないかということ。その上、大飯原発の免震事務棟や、防潮堤のかさ上げ、送電鉄塔の倒壊対策、フィルター付きベントの設置などは2年~4年後という状況。経済産業省の担当者は「事業者が、引き続き安全対策を進める姿勢だからよい」との趣旨の答弁。まさに、関西電力の言いなり。地震がいつ来るかわからないのに、真剣さが全く感じられませんでした。

大飯原発敷地直下の活断層調査について、保安院は「事業者に再調査を求める」といいます。調査を命じられたはずの関西電力側は、「国の意見聴取会では、F-6破砕帯は活断層ではないという意見が大半でした」と発言していました。認識が何も変わっていないのにあきれましたが、「大丈夫」といって大飯原発を再稼動した関西電力に真剣な調査など出来るはずがありません。

原発政策の転換を実現するため、日本中の半分の原発が集中する北陸信越ブロックから、必ず藤野やすふみさんを国会に押し上げなければ、福島原発事故の教訓はいかされないとつくづく思いました。近畿ブロックのみなさんの頑張りに学びながら、原発集中の福井で頑張ります。

□滋賀1区・ふしきみちよさん 原発問題は私にとっては初めての交渉でした。「福島なみの地震や 津波が起きても、大飯原発では炉心溶融はおこらない」という回答を直に聞き、新たな「安全神話」 を繰り返す経済産業省に憤りを持ちました。国民の声をまったく聞かない回答の数々については、 交渉参加としてみなさんに伝え、党の立場を鮮明にし運動に力にしていきたい。

口滋賀参院選挙区・坪田五久男さん これまでもわが党は大飯原発の再稼働については道理がないことを指摘してきましたが、政府交渉でのやり取りでいっそうその思いを強くしました。「安全対策の前倒し要求は新しい規制委員会で…」、「耐震審査基準は見直し中」、「地域防災計画の改定作業はすすめている」、「日本海の津波・地震調査については来年…」、「びわ湖の汚染対策も大きな課題」など、こんな中でなぜ再稼働なのか、福島事故をどうとらえているのか、福島の今がわかっているのか、「重大事故が起これば近畿一円に破局的事態を招きかねない」との指摘(要求書・前文)を受け止めているのか、と怒りがこみ上げました。

一方で計画停電の問題でも、自治体の安全協定の問題でも電力事業者・関西電力にモノ言えない政府の姿も明らかになりました。「安全性の確認が第一」「事業者に第一義的責任があり指導する」と言うものの、大企業中心政治のもとでは言葉だけ。

全国に広がる再稼働撤回、原発なくせの声をさらに広げ、原発ゼロで命や安全が最優先される政治に転換しなければならない、総選挙で何としても日本共産党の躍進を勝ち取らなければならないと決意を固め帰ってきました。

口奈良2区・中野あけみさん 初めて関電交渉に参加し、何が何でも再稼動ありきの姿勢、そして計画停電のダイレクトメールでも「万が一に備えてやっている」と答えた姿に、どれだけの人が町工場や医療機関、病人を在宅で抱えている家族、老人施設など広範な人が不安と対応・対策に追われていることに何ら責任を感じていない姿勢に怒りでいっぱいです。

●政治を動かしていることに確信

口比例代表・堀内照文さん 全体として、政府・電力会社双方がいまだに(というか新たな)「安全神話」にしがみつき、再稼働をはじめとする原発政策に、科学的知見も道理のかけらもないことが、あらためて浮き彫りになり、参加された予定候補の皆さんも、そうした実感を持たれたのではないでしょうか。そのなかでも、意見聴取会に電力会社社員が参加する問題、活断層調査を前倒しで行

わせる問題、計画停電の具体的影響・懸念を示し、法的根拠のある制限令の発動をと求めた問題、 日本原電での近隣自治体との安全協定の問題では、こちらの道理ある論戦が相手を確実に追い詰め、意見聴取会の問題ではまさにその日のうちに、政府も対応をあらためるなど、「政治を動かす」 力に確信ももてるものでした。1年前の要請では、取りつく島のなかった、活断層問題や若狭湾の 津波の文献記録について、対応が変わっていたことも印象的で、電力会社に対しては、継続して監 視、要請をおこない、世論で包囲していくことが重要であると思いました

□大阪11区・みわ智之さん 過去最悪の福島原発事故を経て、国民の原発への認識が大きく変化をしているもとで、経済産業省や文部科学省の回答はいままでと変わらず、原発推進の姿勢そのものだったことが印象に残りました。「今後の原発政策は、意見聴取会を踏まえて、総合的に判断する」「活断層などは専門家に判断してもらい…」「老朽原発は、規制委員会ができたら判断される」など、経済産業省の後ろ向き発言は、原発を今後も推進するという意思表示そのものでした。また、「もんじゅは革新的な技術」と推進する文部科学省は、「津波・地震調査が重要」としつつ、「予算がないので、調査は来年から」と、なんとも頼りない回答でした。4200億円の原発推進予算を計上するなら、いますぐこの重要な調査をおこなうことが当たり前の国のあり方ではないかと、怒りがわいてきました。同時に、この日、意見聴取会に電力会社関係者が入っていることについての質問に、「利害関係者を排除できるかどうか、公平性を確保するもとで、難しい」と回答していましたが、国民の批判のもと、聴衆会の運営を変えざるを得なくなったことからも、国民の声を大きくひろげることが大事だと感じました。そして何より各地の現状を伝え、対策をもとめる日本共産党の役割を実感し、国会の中での比重を高めることが重要だとあらためて実感しました。

●現場の実態つかんで追及

□大阪12区・吉井よし子さん わが党が「脱原発」のみを声高に叫ぶのではなく、原発立地問題 や風力発電被害についても当該地域住民の声をしっかり拾い上げていることにも感心。

□大阪3区・わたなべ結さん 候補者としては今回初めて政府交渉に参加しましたが、参加して本当によかったと思います。まず「さようなら原発集会」の翌日の交渉ということで、集まった17万人の方たちの思いを代弁することができたこと、また原発立地県の福井県のみなさんの生の声をお聞きできたことも勉強になりました。原発からの撤退を求める国民の声がこれだけ高まっているにもかかわらず、政府が原発からの撤退を全く考慮にもいれず、『もんじゅ』推進の答弁も従来どおりのものというのには呆れましたが、国民の願いと政府の姿勢がいかに矛盾を深めているかがリアルにわかりました。また、参加されたみなさんが現場の実態をよくつかんで、説得力をもって質問されていることにも刺激を受けました。今度の総選挙で日本共産党の躍進がいかに大切か、また、候補者としてたたかえることの意義を強く感じました。今回の経験も力に、引き続き、国民の立場にたつ政府をつくるため、選挙勝利のために頑張りたいと思います。

●たたかいに学んだ

□大阪1区・吉川れいこさん 対政府交渉では、自分がつかんでいることを反映したいと、再生エネルギー問題で要望をしました。不満は残りますが、再生可能エネルギーへの中小企業の参入では、全国から多くの問い合わせがあり、政府もその方向で動いていること、中小企業が大手の所に登録して、分業をする流れがあることなども知ることができました。一区の中でその話を演説で紹介するだけでも、聴いて下さる方が元気になってくださるのでとてもよかったし、自分自身が希望をもてました。そして何よりも福井県、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県のみなさんのたたかいを学ぶ事ができたことが大きなことでした。